

KCN京都アナログモアサービス契約約款

株式会社KCN京都(以下「当社」という。)と当社が行うアナログモアサービスの提供を受ける者(以下「加入者」という。)との間に結ばれる契約(以下「加入契約」という。)は、以下の条項によるものとします。

第1条(約款の適用)

当社は、有線テレビジョン放送法第14条第1項に基づき総務大臣に届け出るこのKCN京都アナログモアサービス契約約款により、アナログモアサービスを提供します。

第2条(サービスの提供)

当社は、サービスを提供する区域(以下「業務区域」という。)内において、アナログモアサービス提供に必要な施設(以下「本施設」という。)を設置するとともに、加入者に次のサービスを提供します。

①基本サービス

ア. KCNが再送信同意を取得した放送事業者のテレビジョン放送(多重放送も含む)及びFMラジオ放送の同時再送信サービス

イ. 有線テレビジョン放送法施行規則第2条3号の規定にいう「自主放送」番組サービス(以下「自主放送サービス」という。)のうち、別表に定める基本利用料の範囲内で提供するサービス

②特別番組サービス

自主放送サービスのうち基本利用料の範囲外で提供し、別表料金表に定める特別番組利用料を必要とするサービス

③上記サービスに付随するサービス

第3条(契約の単位)

加入契約は、加入者引込線1回線ごとに行なうものとします。

第4条(契約の成立)

加入契約は、加入者があらかじめこの契約約款を承認し、加入申込書に必要事項を記入のうえ申込み、当社がこれを承諾したときに成立するものとします。

2) 当社は、前項の規定にかかわらず、以下の条項に該当する場合は、加入契約の申込みを承諾しないことがあります。

①加入申込内容に虚偽の届出のあることが判明した場合

②引込施設またはアナログ端末設備等の設置、及び保持が困難な場合

③加入者が本約款に基づく料金その他の支払を怠るおそれがある場合

④その他サービスを提供する上で当社の業務遂行上、支障がある場合

第5条(契約の有効期限)

契約の有効期限は、契約成立日から3年間とします。ただし、契約期間満了の10日前までに当社加入者いずれからも何らの意思表示のない場合には、引き続き1年間自動更新するものとし、以後も同様とします。

第6条(料金)

加入者は、別表に定める料金表に従って、加入契約金、引込工事負担金、工事費、利用料金等を当社に支払うものとします。

- 2) 利用料金は、サービス開始日の属する月の翌月から支払うものとします。ただし、特別番組利用料金についてはサービス開始日から支払うものとします。
- 3) 当社は、第2条に定める同時再送信業務ないし番組サービス業務を、月のうち継続して10日以上行わなかった場合は、当該月分の利用料金を前項の規定にかかわらず無料とします。
- 4) 利用料金は、社会経済情勢の変化等により、改定することがあります。その場合、改定日の1ヶ月前までに加入者へ通知するものとし、加入者は改定日の属する月の翌月分から改定後の利用料金を支払うものとします。
- 5) 当社が設定した各料金の中には、NHKの放送受信料(衛星放送の受信料を含む)及び特別番組の有料放送サービス視聴料金は含まれておりません。
- 6) NHKと受信契約を締結していない加入者は別途NHKと受信契約を結んでいただきますが、当社とNHKとの委託約定によりNHK放送受信規約による放送受信料を、加入者の意志、選択により当社の月額利用料に合算して当社が代理徴収することができます。
- 7) 特別番組の番組受信を希望する加入者については、特別番組とそれぞれ所定の加入契約を結んでいただくことになります。
- 8) ホテルや特定の事業者については、番組に関して一部のものについて別途契約を締結していただくことがあります。

第7条(加入契約金の返却)

当社が受領した加入契約金は、次の場合において、それぞれ定める金額を返却するものとします。

- ①当社の責に帰すべき事由により、第2条に定めるアナログモアサービスの提供が加入契約成立の日から3ヶ月以上経過しても開始されず、かつ、加入者から解約の申し出があった場合 全額
 - ②前号の場合を除いて、加入契約成立の日からサービス開始日までの間に加入者から解約の申し出があった場合 全額
- 2) 前項にかかわらず、天災、事変または当社の責に帰さない事由等により、当社が業務を継続することが出来なくなった場合は、加入契約金を返却しないものとします。

第8条(料金の支払方法)

加入者は、加入契約金、引込工事負担金、工事費、利用料等を、当社が別途指定する期日までに指定する方法により当社に支払うものとします。

- 2) 当社は、加入者に対して請求書及び領収書の発行は行わないものとします。

第9条(遅延利息)

加入者が料金の支払いを支払期日より遅延した場合は、支払期日の翌日から支払日までの日数に応じて、年利14.5%の割合で計算した遅延金を当社に支払うものとします。

第10条(端末設備の提供)

当社は、加入者が指定するテレビ、ビデオ、ステレオ等の受信機にアナログ端末設備を提供し接続するものとします。

- 2) 加入者は、提供されたアナログ端末設備を善良なる管理者の注意をもって取り扱い、当社の承諾なしに移動または取り外し等はできないものとします。
- 3) 加入者の故意または過失によるアナログ端末設備及び付属するリモコン類の破損紛失等の場合にはその実費相当分を当社に支払うものとします。
- 4) 当社が提供するアナログ端末設備は、当社が所有し加入者に貸与するものとします。

第11条(費用の負担)

当社は、本施設のうち放送センターからタップオフまでの施設(以下「当社施設」という)を所有し、その設置に要する費用を負担します。

- 2) タップオフから保安器までの引込工事については、別表の引込工事負担金を加入者が負担するものとします。
- 3) 保安器の出力端子以降の施設(ただし、第10条により当社が提供するアナログ端末設備を除く)及び引込みに要する自営柱、地下埋設設備等の加入者敷設内の特別の施設は加入者が設置し、その費用を負担するものとします。

第12条(施設の所有関係)

本施設のうち放送センターから保安器までの施設及び当社が提供するアナログ端末設備は、当社の所有とします。本施設のうち保安器出力端子以降のすべての施設(ただし当社が提供するアナログ端末設備を除く)及び前条第3項で規定した自営柱・地下埋設設備等の施設は、加入者の所有とします。

第13条(施設の維持管理)

当社は、放送センターから保安器までの施設及び当社が提供するアナログ端末設備について維持管理します。

- 2) 加入者は、当社が施設維持管理、保守工事の必要上、放送サービスの提供を一時停止することがあることを承認するものとします。

第14条(故障・保守等に伴う責任負担)

当社は、提供する放送サービスの受信に異常が生じた場合、これを調査し必要な処置を講じます。

- 2) 当社の提供するサービスの受信に異常をきたしている原因が加入者施設による場合は、その修復に要する費用は加入者が負担するものとします。また、加入者施設の故障によって生じた損害についても損害賠償するものとします。
- 3) 加入者は、自己の故意または過失によって第12条に規定する当社所有の施設に故障を生じさせた場合は、その修復に要する費用を負担するものとします。

第15条(放送内容の変更)

当社は、やむを得ぬ事情により放送の内容を変更する事があります。

第16条(免責事項)

当社は、サービスの一時中断、内容の変更、および天災、事変その他当社の責に帰さない事由によるサービスの提供の停止に対しての損害賠償には応じないものとします。

第17条(利用に係る加入者の義務)

当社または当社の指定する業者は、本施設の設置・検査・修復・撤去等を行うために、加入者が所有もしくは占有する敷地・家屋・建築物等への立入りができるものとします。

- 2) 引込施設の設置工事は、当社または当社が指定した工事業者が行うものとし、加入者の施設についても当社の基準に従うものとします。
- 3) アナログ端末設備の設置工事は、当社又は当社の指定した工事業者が行うものとします。
- 4) 加入者は、加入者引込線設置工事施工についてあらかじめ地主・家主・その他利害関係人の承諾を得ておくものとし、後日問題が生じた場合があっても当社は責任を負いません。
- 5) 当社は、本施設を設置するために必要な限度において、加入者の所有または占有する敷地もしくは家屋その他の建築物等を、無償で使用することができるものとします。

第18条(禁止事項)

加入申込書に記載する台数を超えるアナログ端末設備または受信機を加入者施設に接続することを禁止します。

- 2) 加入者が、テープ・配線等により当社のサービスを第三者に提供することを及び対価を受けて当社のサービスを第三者に上映することを禁止します。
- 3) 加入者が、加入者引込線に線条その他の導体を連結して、当社のサービスを無断で受信することを禁止します。
- 4) 当社が提供するアナログ端末設備以外の端末設備もしくは端末設備の機能を代替する機器等を加入者施設に接続することを禁止します。
- 5) 当社が提供するアナログ端末設備を分解もしくは改造することを禁止します。

第19条(一時休止及び再開)

加入者は、当社のサービス提供の一時休止またはその再開を希望する場合は、14日前までにその旨を申し出るものとします。この場合は、一時休止を申し出た日の属する月の翌月から再開した日の属する月の前月までの期間の料金を、第6条の規定にかかわらず無料とします。

- 2) 前項の一時休止期間は1ヶ月単位とし、最大1年を限度とします。
- 3) 加入者は、一時休止期間中は、貸与されたアナログ端末設備を当社に返却するものとします。
- 4) 加入者は、一時休止及び再開に要する費用を当社に支払うものとします。

第20条(設置場所の変更)

加入者は、技術的に可能な場合、当社が承諾した上で受信機・アナログ端末設備の設置場所を変更できるものとします。

- 2) 加入者は、前項の規定により受信機・アナログ端末設備の設置場所を変更しようとする場合、その旨を申し出るものとします。
- 3) 加入者は、当該変更に必要な費用を負担するものとします。
- 4) 変更に伴う工事は、当社または当社が指定した工事業者が行うものとします。

第21条(名義変更)

加入者は、次の場合に限り、当社が承諾すれば加入者の名義を変更できるものとします。

①相続または法人の合併の場合

②新加入者が、旧加入者の加入契約に定める端末設備の設置場所において、当社のサービス提供について権利業務を継承する場合

2) 前項の規定により名義変更をしようとするときは、新加入者はその旨の申し出を行い、別表に定める名義変更手数料を当社に支払うとともに、名義変更に伴う設備の変更工事が発生した場合、変更に必要な費用を負担するものとします。

第22条(その他の事項の変更)

加入者は、利用するサービスの変更等加入申込書に記載した事項について変更を必要とする場合は、当社にその旨を申し出るものとします。

第23条(解約、契約期間満了)

加入者は、加入契約を解約しようとする場合、解約を希望する14日前までに、当社にその旨を申し出るものとします。

2) 第1項による解約の場合、当社は当社の施設及び提供したアナログ端末設備を撤去します。ただし撤去に伴い、加入者が所有もしくは占有する敷地・家屋・建築物等の復旧を要する場合、加入者はその復旧費用を負担するものとします。

3) 加入者は、別表に定める撤去費用および追加工事費を当社の指定する方法により指定する期日までに当社に支払うものとします。

4) 当社は、加入者が加入契約金、引込工事負担金、工事費等を支払期日までに支払わなかった場合、または利用料金を継続して2ヶ月支払わなかった場合、催告のうえサービスの提供を停止し、加入契約の解除ができるものとします。

5) 加入契約を解約した後でも、解約前に生じた加入者の補償責任並びに負うべき義務は失効しないものとします。

6) 加入契約が期間満了により終了した場合も、前第2項、第3項、第4項および第5項の規定を準用するものとします。

第24条(加入者の義務違反による解約)

当社は、契約約款に違反する行為があったと認める場合は、加入者に催告のうえ、サービス提供を停止、あるいは加入契約を解除することがあります。

2) 加入者は、前項により当社のサービス提供を停止され解約となった場合、直ちに約款によるすべての権利を失います。ただし、解約前に生じた加入者の補償責任並びに負うべき義務は失効しないものとします。

3) 加入者が、第18条各項のいずれかの定め違反した場合は、加入者は当社のサービスを受け始めた年月に遡って本約款に定められた利用料金相当額を、別途当社に支払うものとします。

第25条(加入者個人情報の取り扱い)

当社は、保有する加入者個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定）、及び放送受信者等の個人情報の保護に関する指針（平成16年8月31日総務省告示第696号。以下「指針」という）及びこの指針第28条に基づいて定めるプライバシーポリシー（以下「ポリシー」という）及びこの約款の規定に基づいて適正に取り扱います。

- 2) 当社のポリシーには、当社が保有する加入者個人情報に関し、利用目的、加入者個人情報により識別される特定の個人（以下「本人」という）が当社に対して行う各種求めに関する手続き、苦情処理の手続き、その他取り扱いに関し必要な事項を定め、これをホームページにおいて公表します。
- 3) 当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、加入者個人情報を取り扱うとともに、保有する加入者個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

第26条（加入者個人情報の利用目的等）

当社は、第2条に定めるサービスを提供するために、次に掲げる目的で、加入者個人情報を取り扱います。

- ①サービス契約の締結
 - ②サービス料金の請求
 - ③サービスに関する情報の提供
 - ④サービスの向上を目的とした視聴者調査
 - ⑤受信装置の設置及びアフターサービス
 - ⑥サービスの視聴状況等に関する各種統計処理
 - ⑦加入者にとって有用と思われる情報、サービスまたは商品の提供
 - ⑧サービスの提供に関連しての第三者への提供（第3項に該当する場合に限る）
- 2) 当社は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ加入者本人の同意を得ないで、前項に規定する利用目的を超えて加入者個人情報を取り扱うことはありません。
 - ①法令に基づく場合
 - ②人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - ③公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - ④国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
 - 3) 当社は、保有する加入者個人情報については、次に掲げる場合を除き、第三者に提供することはありません。但し、前項各号に定める場合は、この限りではありません。
 - ①本人が書面等により同意した場合
 - ②本人の求めに応じて当該加入者情報の第三者への提供を停止することを条件として、以下の事項をあらかじめ本人に通知し、又はポリシーに定めて本人が容易に知りうる状態においたとき
 - ア. 第三者への提供を利用目的とすること
 - イ. 第三者に提供される加入者情報の項目
 - ウ. 第三者への提供又は方法

エ、本人からの求めに応じて当該加入者情報の第三者への提供を停止すること

③第27条の規定により加入者個人情報を共同利用する場合

④第28条の規定により加入者個人情報の取り扱いを委託する場合

⑤当社又は当社の代理人もしくは当社の代理人が指定する者に対する加入申し込みが行われるのと同時にカードユーザー登録を行い、同登録に必要な限度で加入者個人情報をカード会社に提供する場合（これらの加入者個人情報の変更が生じた場合に、当社又は当社の代理人へ通知して登録情報の修正を行う場合を含みます）

4) 当社は、前項により第三者に加入者個人情報を提供する場合においては、加入者個人情報の漏洩、滅失又は毀損の防止その他の加入者個人情報の安全管理（以下「加入者個人情報の安全管理」という）のために講じる措置、秘密の保持その他必要な事項を内容とする適切な契約を締結します。

5) 当社は、本人から当社が保有する加入者個人情報の利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なくこれを通知します。但し、利用目的を本人が知りうる状態にあるとき、又は本人に通知することにより、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではなく、利用目的を通知しない場合は、その旨を本人に対して通知します。

①本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

②当社の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

③国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第27条（加入者個人情報の共同利用）

当社は、前条第1項に定める目的で取り扱う加入者個人情報のうちポリシーで定めるものを、その目的を達成するために、当社の代理人が代理人として行う業務に必要な範囲内で、当社の代理人と共同して利用します。

2) 当社は、第4条第2項の規定に基づいて加入申し込みを承諾しなかった場合、又は第24条第1項の規定に基づく契約解除を行った場合、当該不承諾又は解除事由に該当する事実及び当該加入者を特定するために必要な最低限の加入者個人情報を、他の放送事業者及び当社の代理人と共同して利用することがあります。この場合において、当該情報の利用目的は、第4条第2項第3号又は第24条第1項の要件に該当するか否かの判断に限ります。

3) 共同して利用する加入者個人情報の管理の責任は、第1項の場合においては当社及び当社の代理人が、前項の場合においては、当社、当社の代理人及び他の放送事業者が、自ら取り扱う情報についてそれぞれ負います。

第28条（加入者個人情報の取り扱いの委託）

当社は、加入者個人情報の取り扱いの全部又は一部を委託することがあります。

2) 前項の委託をする場合は、加入者個人情報の安全管理のために適切な措置を講じること等を内容とする選定基準を定め、これに基づいて委託先を選定します。

3) 当社は、第1項の委託先との間で、第26条第4項の契約を締結するとともに、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

4) 前項の契約には、第1項の委託先が加入者個人情報の全部又は一部の取り扱いを再委託する場合には、第2項及び第3項と同様の措置をとる旨の内容を含めます。

第29条（安全管理措置）

当社は、加入者個人情報の漏洩、滅失又は毀損の防止その他の加入者個人情報の安全管理のため、加入者個人情報に係る管理責任者の設置、安全管理規定の作成、従業員に対する監督、取り扱いの管理その他の措置をとります。

第30条（本人による開示の求め）

本人は、当社に対し、ポリシーに定める手続きにより、当社が保有する、本人に係る加入者個人情報の開示の求めを行うことができます。

2) 当社又は当社の代理人は前項の求めを受けたときは、遅滞なく文書により（本人が他の方法を希望する場合を除きます。以下同じとする）当該情報を開示します。但し、開示することにより、次の各号のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部を開示しないことがあります。

- ①本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③他の法令に違反することとなる場合

3) 当社は、前項の規定に基づき加入者個人情報の全部又は一部について開示しない場合は、本人に対し、遅滞なく、理由を付して文書で通知します。

第31条（本人による利用停止等の求め）

本人は、当社が保有する自己の加入者個人情報の内容の正確性の確保や利用の適正性を確保するために、ポリシーに定める手続きにより、当社に対し、次に掲げる求めを行うことができます。

- ①当社が保有する加入者個人情報の訂正、追加又は削除
- ②加入者個人情報の利用の停止
- ③加入者個人情報の第三者への提供の停止

2) 当社は、前項の求めに理由があると認めるときは、遅滞なく、必要な措置をとります。

3) 当社又は当社の代理人は、前項によりとった措置の内容（措置をとらない場合はその旨）及びその理由を、本人に対し、遅滞なく文書により通知します。

第32条（本人確認と代理人による求め）

当社は、第26条第5項、第30条第1項又は第31条第1項の求めを受けたときは、求めを行う者が本人又は次項の代理人であることの確認を、ポリシーに求める手続きにより行います。

2) 本人は、第26条第5項、第30条第1項又は第31条第1項の求めを、代理人によって行うことができます。

第33条（本人の求めに係る手数料）

当社は、第26条第5項及び第30条第1項の求めを受けた場合は、別表に定める手数料を請求します。

2) 前項の手数は、現金又は切手で申し受けます。

第34条（苦情処理）

当社は、加入者個人情報の取り扱いに関する苦情は、適切かつ迅速な処理に努めます。

2) 前項の苦情処理の手続きはポリシーに規定します。

第35条 (本人が行う求め及び苦情等の受付窓口)

当社は、第26条第5項、第30条第1項又は第31条第1項に基づく求め、第34条に基づく苦情の受付、その他加入者個人情報の取り扱いに関する問い合わせについては、ポリシーに掲載された窓口において受け付けます。

第36条 (加入者個人情報の漏洩等があった場合の措置)

当社は、当社が取り扱う加入者個人情報の漏洩等があった場合には、速やかに、その事実関係を本人に通知します。

2) 当社は、当社が取り扱う加入者個人情報の漏洩、滅失又は毀損があった場合には、速やかにその事実関係及び再発防止対策につき公表します。

3) 前2項の規定は、通知又は公表することにより、第29条第2項各号に該当する場合には、この限りではありません。

第37条 (国内法への準拠)

この約款は日本国の国内法に準拠するものとし、加入契約により生じる一切の紛争等については、京都地方裁判所を管轄裁判所とします。

第38条 (定めなき事項)

この約款に定めなき事項が発生した場合には、当社と加入者は契約の締結の趣旨に従い、誠意をもって協議の上、解決にあたるものとしします。

第39条 (約款の改正)

当社は、この約款を総務大臣に届け出た上で改正することがあります。

付則 当社は、特に必要がある場合は、この約款に特約を付することができるものとしします。

2) 一括加入、業務施設等の加入契約については、別に定めるものとしします。

3) この契約約款は、平成19年 8月 1日から施行します。

(別表)

1. 加入契約金

項 目	金 額	備 考
加 入 契 約 金	26,250円	

2. 利用料

項 目	金 額	備 考
(宇治市・城陽市エリア)		
アナログモアサービス	3,360円/月	アナログ端末使用料を含みます。
増設アナログモアサービス	1,050円/月	アナログ端末使用料を含みます。
(木津川市・精華町エリア)		
アナログモアサービス	3,150円/月	アナログ端末使用料を含みます。
追加アナログモアサービス	1,575円/月	アナログ端末使用料を含みます。
(エリア共通)		
特別番組利用料	別に定める金額	チャンネル、番組ごとに定めます。
付属機器利用料	別に定める金額	利用する機器ごとに定めます。

3. 工事費等

項 目	金 額
引 込 工 事 負 担 金	22,050円
宅 内 工 事 費	実費
そ の 他 工 事 費	実費
点 検 補 修 費	実費
撤 去 工 事 費	17,850円

4. 諸手数料

項 目	金 額
設 置 場 所 移 手 数 料	1,050円/月
名 義 変 更 手 数 料	1,050円/月
再 開 手 数 料	1,050円/月
個 人 情 報 開 示 手 数 料	300円

当約款は、平成19年 7月31日、総務大臣に届出、受理されたものです。(以上)